

2018年（平成30年）7月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

藤沢市有料自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）6月25日付けで諮問（第928号）された藤沢市有料自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。
- (6) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在、本市の20か所の有料自転車等駐車場については、公益財団法人藤沢市まちづくり協会を指定管理者として指定し、一括して管理運営を行っている。

これまでの有料自転車等駐車場のうち防犯カメラを設置している施設については既に諮問を行い、藤沢市有料自転車等駐車場運営業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略（自転車等盗難における刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会に対する個人情報の提供の包括的取扱い）並びに及びコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会の承認を得ている。

この度、湘南台駅に（仮称）湘南台駅東口路上自転車駐車場、善行駅に（仮称）善行駅東口自転車等駐車場（2駐車場を以下「新駐輪場」という。）を整備することから、新たに防犯カメラの設置について、他の防犯カメラ設置施設と同様の取扱いを行いたく、今回の諮問に至ったものである。

本件の諮問については、新駐輪場の指定管理者を指定していないため、市長が実施機関として諮問するものである。また、現指定管理者による管理を予定していることから、現指定管理者である公益財団法人藤沢市まちづくり協会が指定管理者として指定を受けた場合において、次のとおり個人情報の取扱いを行うものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラの画像データの収集の目的は、自転車等の盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。なお、駐輪場内案内看板に防犯カメラを設置している旨の表示をし、周知を図る。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本人通知を省略するものである。

(4) 目的外に提供する必要性について

ア 刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会については、これまでに承認を受けている他の自転車等駐車場と同様に、自転車の盗難に限り目的外提供を行うことができるものとする包括的な取扱いをする必要性があると判断したものである。なお、画像の提供記録については、5年間保存する。

イ 目的外の提供先

司法警察員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る）

また、目的外提供についても、他の施設と同様に「市営有料自転車等駐車場の防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」に基づく運用を行うよう指導する。

(5) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報、防犯カメラ画像データであり、また、当該画像データ上に記録された個人を特定できる情報はないため、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない。また、仮に本人が特定された場合は、当該事件に関与している可能性があるため、本人通知をすると当該捜査の遂行に支障が生じるおそれがある。

以上のことから、本件にかかわる本人通知を省略するものである。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

撮影した映像のデジタル録画、一定の保存期間が経過したデータの自動削除及び映像処理用パソコンによる映像出力処理のため、コンピュータによる処理の必要性があるものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

自転車等駐車場に出入りする者の画像

ウ システム機器構成

(ア) 機種

防犯カメラ及び録画機器の仕様書のとおり

(イ) 設置箇所

a (仮称) 湘南台駅東口路上自転車駐車場防犯カメラ及び録画機器設置箇所のとおり

防犯カメラ4台、録画機器2台

b (仮称) 善行駅東口自転車等駐車場防犯カメラ及び録画機器設置箇所のとおり

防犯カメラ7台、録画機器1台

エ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器は集中精算機内の施錠ができる収納ボックスに格納するとともに収納ボックスを固定し、持ち出しを防止する。また、収納ボックスの前面部分に強化ガラスを採用し、収納ボックスを開閉することなくモニターを確認することができるようにする。収納ボックスの鍵については、新駐輪場のいずれの分も湘南台駅地下にある自転車管理事務所内の鍵のかかるキーボックス内で管理し、防犯カメラ責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外の持ち出しを防止する。

保存した画像については、新駐輪場の指定管理者に対して条例の定めるところに従い適正に取り扱うこと、他の施設と同様に「防犯カメラ運用基準」に基づき管理を行うよう指導する。

なお、録画画像については、ネットワークへの接続を行わず、画像については2週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。

(7) 実施時期（予定年月日）

- ア （仮称）湘南台駅東口路上自転車駐車場
2019年（平成31年）1月1日
- イ （仮称）善行駅東口自転車等駐車場
2019年（平成31年）3月1日

(8) 提出書類

- ア 現地案内図
- イ 防犯カメラ及び録画機器の仕様書
- ウ （仮称）湘南台駅東口路上自転車駐車場防犯カメラ及び録画機器設置箇所
- エ （仮称）善行駅東口自転車等駐車場防犯カメラ及び録画機器設置箇所
- オ 防犯カメラ運用基準
- カ 市営有料自転車等駐車場の防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン
- キ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(6)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラの画像データを収集する目的は、自転車等の盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、自転車等駐車場で発生した自転車等の盗難の捜査のために、正当な請求権を有した司法警察員として職務を行う者、検察官及び検察事務官によって行われるものであり、当該事件の解決には照会に対する迅速な対応が特に重要となることから、当該事件の捜査に係る防犯カメラ画像データの目的外提供については、これまでに承認を受けている他の自転車等駐車場と同様に、当審議会に諮問の手続を経ることなく、ガイドラインに基づき、管理責任者が必要性を審査し、相当と認める場合のみ、目的外提供ができるという包括的な取扱いをする必要があるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、また、当該画像データ上に記録された個人を特定できる情報はないため、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない、としている。

また、仮に本人が特定された場合は、当該事件に関与している可能性があるため、本人通知をすると当該捜査の遂行に支障が生じるおそれがある、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(5) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、撮影した映像のデジタル録画、一定の保存期間が経過したデータの自動削除及び映像処理用パソコンによる映像出力処理のため、コンピュータによる処理の必要性がある、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

- (ア) 録画機器は集中精算機内の施錠ができる収納ボックスに格納するとともに収納ボックスを固定し、持ち出しを防止する。
- (イ) 収納ボックスの前面部分に強化ガラスを採用し、収納ボックスを開閉することなくモニターを確認することができるようにする。
- (ウ) 収納ボックスの鍵については、新駐輪場のいずれの分も湘南台駅地下にある自転車管理事務所内の鍵のかかるキーボックス内で管理し、防犯カメラ責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外の持ち出しを防止する。
- (エ) 保存した画像については、新駐輪場の指定管理者に対して条例の定めるところに従い適正に取り扱うこと、他の施設と同様に「防犯カメラ運用基準」に基づき管理を行うよう指導する。
- (オ) 録画画像については、ネットワークへの接続を行わず、画像については2週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(6) 条件

「公益財団法人藤沢市まちづくり協会防犯カメラ運用基準」及び「市営有料自転車等駐車場の防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」に目的外提供に伴う本人通知の省略について条文を加えるこ

と、また、「公益財団法人藤沢市まちづくり協会防犯カメラ運用基準」第4条を防犯カメラの新しい機能等に適合するよう、条文の見直しをすることを条件とする。

以 上